

上場後の提出書類例示表  
(外国株券及び外国株預託証券等)

法…金融商品取引法

令…金融商品取引法施行令

規…有価証券上場規程

施…有価証券上場規程施行規則

事例	提出書類	提出時期	根拠条文
<b>A. 株主総会関係</b> 1. 定時株主総会	(1) 株主総会に係る権利確定のための期間又は期日に関する通知書 (2) 株主総会招集通知書及びその添付書類 (3) 株主総会決議通知書（他の書類で代替できる場合は提出不要） (4) 上場外国株預託証券等に係る預託機関等が当該外国株預託証券等の所有者に対して発送する書類 ※ 定款変更のある場合は「定款変更」の項参照	期間又は期日の2週間前  株主宛て発送日前  "  所有者宛て発送日前	規 430 条①  施 420 条②(1)  施 420 条②(2)  施 420 条③
2. 臨時株主総会	(1) 株主総会に係る権利確定のための期間又は期日に関する通知書 (2) 株主総会招集通知書及びその添付書類 (3) 株主総会決議通知書（他の書類で代替できる場合は提出不要） (4) 上場外国株預託証券等に係る預託機関等が当該外国株預託証券等の所有者に対して発送する書類 ※ 定款変更のある場合は「定款変更」の項参照	期間又は期日の2週間前  株主宛て発送日前  "  所有者宛て発送日前	規 430 条①  施 420 条②(1)  施 420 条②(2)  施 420 条③
<b>B. 定期提出書類</b> 1. 分布状況表	株券等の分布状況表（重複上場の場合、提出不要）	事業年度経過後6か月以内に分布状況の判明後遅滞なく	施 423 条②
2. 新株式発行状況等報告書等	(1) 新株式発行状況等報告書 (2) 預託証券発行状況等報告書	翌事業年度開始後遅滞なく  "	施 422 条① 施 422 条②
3. 上場株式数報告書	上場株式数報告書 a. 東証を主たる市場とする上場外国会社の場合（月間報告） b. 東証以外を主たる市場とする上場外国会社の場合 (a) 上場転換社債型新株予約権付社債に係るもの（月間報告） (b) その他のもの（年間報告） ※新株式発行状況等報告書に統合	翌月初まで  "  翌事業年度開始後遅滞なく	施 421 条①(1)a  施 421 条①(1)b(a)  施 421 条①(1)b(b)

事例	提出書類	提出時期	根拠条文
<b>C. 新株式発行等関係</b> 1. 公募増資、株主割当増資、株式の売出し、第三者割当増資	(1) 株主総会関係書類（株主総会付議事項の場合） （「株主総会」の項参照）	確定後直ちに	施 417 条(1)
	(2) 募集又は売出しの日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合には不要		
	(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む）	作成後直ちに	”
	(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※本邦内において安定操作取引を行うこととなる場合のみ	安定操作取引可能期間 （令 22 条 2 項から 4 項まで）の初日の前日まで	”
	(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令 20 条 3 号 5 号に該当する者を定める場合のみ	”	施 418 条(8)
	(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※本邦内において公募、売出し又は株主割当を行う場合であって、有価証券届出書を提出しない場合のみ	”	施 418 条(9)
	(7) 発行価格（売出価格）通知書 算定表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書 a. 算定表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに	”
	(8) 権利の確定のための期間又は期日に関する通知書 ※株主割当ての場合のみ	”	”
	(9) 譲渡報告に関する確約書写し（代表者による原本証明付） ※第三者割当ての場合のみ	期間又は期日の 2 週間前	規 430 条①
	(10) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当ての場合のみ	株式の割当て後直ちに	施 429 条②
	(11) 割当を受ける者と反社会的勢力との関係が無いことを示す確認書 ※第三者割当ての場合のみ	第三者からの報告後直ちに	施 430 条
	(12) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当ての場合のみ	決議後速やかに	規 421 条②
※ 本邦内において発行登録を行う場合には、発行登録効力発生通知書の写し等、内国株式に準じた書類の提出が必要となります。 ※ 新株式の発行形態により必要となる書類が異なる場合があります。	事業年度の末日から 1 年を経過するごと（3 年以内に限る）	規 601 条①(9)の 2、施 601 条⑨(3)	
2. 株式配当（株式無償割当て）	(1) 権利確定のための期間又は期日に関する通知書 (2) 有価証券上場申請書（追加）	期間又は期日の 2 週間前 原則として株券発行日の 2 週間以前	規 430 条① 規 301 条②

事例	提出書類	提出時期	根拠条文
3. 合併 (a)上場会社間の合併を行うとき	(1) 合併に関する通知書 (2) 合併契約書の写し (3) 合併日程表 (4) 株主総会（承認・報告）関係書類（「株主総会」の項参照） (5) 有価証券上場申請書	決議後直ちに 契約締結後直ちに 確定後直ちに  株券発行日の2週間以前	規 430 条① 施 417 条(8) " 規 301 条②
(b)非上場会社を吸収合併することにより新たな株券を発行するとき	(1) 合併に関する通知書（経営に重大な影響を与えないと認められる場合は提出不要） (2) 株主総会（承認・報告）関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 有価証券上場申請書（新株式の上場申請）	決議後直ちに  株券発行日の2週間以前	規 430 条①  規 301 条②
(c)新たに新株を発行しないで、非上場会社を吸収合併するとき	(1) 合併に関する通知書（経営に重大な影響を与えないと認められる場合は提出不要） (2) 株主総会（承認・報告）関係書類（「株主総会」の項参照）	決議後直ちに	規 430 条①
(d)非上場会社に吸収合併されるとき	(1) 合併に関する通知書 (2) 株主総会（承認・報告）関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 有価証券上場廃止同意書	決議後直ちに  確定後遅滞なく	規 430 条①  規 421 条②
4. 資本の減少、株式の併合、分割及び額面金額の変更	(1) 権利確定のための期間又は期日に関する通知書 (2) 資本減少、株式併合又は分割日程表 (3) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (4) 有価証券変更上場申請書	期間又は期日の2週間以前 確定後直ちに 株券発行日の2週間以前	規 430 条① 施 417 条(4) 規 306 条①
5. 転換株式の転換又は新株予約権の行使に係る発行	有価証券上場申請書（包括）又は（追加）	転換又は権利行使期間開始日の2週間以前又は確定後遅滞なく	規 301 条②
6. ストック・オプション又は株式買取権等の行使に係る発行	有価証券上場申請書（包括）又は（追加）	権利行使期間開始日の2週間以前又は確定後遅滞なく	規 301 条②
7. 記名式及び無記名式株式間の転換等により上場株式数を変更する場合	有価証券変更上場申請書	変更の都度遅滞なく	規 306 条①、施 308 条(3)
8. 外国株預託証券等の発行	有価証券上場申請書（包括） ※ 預託機関等に預け入れられる原株式等が増加する場合のみ。	預託証券等発行日の2週間以前	規 301 条②
9. 新株予約権証券の無償割当て	有価証券上場申請書（新株予約権証券） ※ 新株予約権証券の上場を申請する場合のみ。	上場申請日	規 301 条①

事例	提出書類	提出時期	根拠条文
<b>D. 権利の割当て</b>			
1. 配当	権利確定のための期間又は期日に関する通知書	期間又は期日の2週間前	規 430 条①
2. その他の権利又は利益の割当て	(1) 権利確定のための期間又は期日に関する通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照）	期間又は期日の2週間前	規 430 条①
<b>E. 事業の譲受け又は譲渡</b>	(1) 事業の譲受け（譲渡）概要書（経営に重大な影響を与えないと認められる場合は提出不要） (2) 株主総会関係書類（株主総会付議事項の場合）（「株主総会」の項参照）	決議又は決定後速やかに	施 417 条(10)
<b>F. 定款変更関係</b>			
1. 決算期の変更	(1) 決算期変更通知書（取締役会決議通知書又は決定通知書） (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更後遅滞なく	施 418 条(21) 施 417 条(14)
2. 商号変更	(1) 取締役会決議通知書又は決定通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 有価証券変更上場申請書 (4) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更日の2週間以前 変更後遅滞なく	施 418 条(22) 規 306 条① 施 417 条(14)
3. 目的の変更	(1) 取締役会決議通知書又は決定通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更後遅滞なく	施 418 条(19) 施 417 条(14)
4. 本店所在地の変更	(1) 本店所在地の変更通知書（取締役会決議通知書又は決定通知書） (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更後遅滞なく	施 418 条(19) 施 417 条(14)
5. 会社が発行する株式の総数の変更	(1) 取締役会決議通知書又は決定通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更後遅滞なく	施 418 条(22) 施 417 条(14)
6. 株式の種類の変更	(1) 変更内容説明の通知書 (2) 株式の種類変更日程表 (3) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (4) 変更後の定款	確定後直ちに " 変更後遅滞なく	施 418 条(1) 施 418 条(1) 施 417 条(14)
7. その他の変更	(1) 取締役会決議通知書又は決定通知書 (2) 株主総会関係書類（「株主総会」の項参照） (3) 変更後の定款	決議又は決定後直ちに 変更後遅滞なく	施 418 条(22) 施 417 条(14)
<b>G. 代表者等の変更</b>			
1. 代表者（当取引所に対する代表者である代表取締役等）	(1) 代表者変更通知書(取締役会決議通知書又は決定通知書)	決議又は決定後直ちに	施 418 条(22)

事例	提出書類	提出時期	根拠条文
の変更			
2. 情報取扱責任者の変更（当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く）	情報取扱責任者変更通知書	変更前なるべく早く	規 417 条②
3. 情報取扱担当者の変更	情報取扱担当者の変更通知書	変更前なるべく早く	規 421 条②
4. 会社の代理人等の変更	(1) 代理人等の変更通知書 (2) 代理権又は代表権の付与を証する書面	変更後速やかに "	施 434 条② "
H. 企業行動規範関係（当取引所を主たる市場とする上場外国会社に限る）	上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備に係る報告 ※株主総会の招集をする場合に、指図書及び参考書類を、株主総会の日の 2 週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送しない場合又はしないこととした場合。	※に該当した場合直ちに	規 436 条
I. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更（当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く）	コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく	規 419 条、施 415 条
J. 外国預託証券等に関する預託契約その他の契約の変更及び預託機関等の変更	(1) 預託契約等その他の契約の変更の場合 変更後の預託契約等を証する書面の写し (2) 預託機関等の変更の場合 a. 変更後の預託機関等との上場外国株預託証券等に係る預託契約等を証する書面の写し b. 変更後の預託機関等による同意書の写し	変更後遅滞なく  変更後の預託契約等の締結後直ちに "	施 419 条(5)a  施 419 条(5)b(a) 施 419 条(5)b(b)
K. 本国等の主務官庁等へ提出した書類の提出	(1) 募集又は売出しに係る登録届出書写し(訂正届出書写しを含む) (2) 年次報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書等の写し（訂正報告書写しを含む）	本国等の主務官庁等に提出後遅滞なく "	施 426 条(1) 施 426 条(2)
L. 実質株主等へ発送する書類	(1) 外国株券等実質株主に対する年次報告書、四半期報告書等の事業報告書 (2) 上場外国株預託証券等に係る預託機関が当該外国株預託証券等の所有者に対して発送する書類 ※いずれも通知を行う場合のみ	所有者宛て発送日まで "	施 433 条①(2) 施 420 条②
M. 株式事務関係	上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所の変更通知書	変更前	規 423 条②
N. 英文開示関係	外国会社届出書等の提出に関する通知書	決議後速やかに	施 424 条
O. その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項	取締役決議通知書又は決定通知書	決議後又は決定後直ちに	施 418 条(22)

(注1) 上表の提出書類は、原則として英語によりご提出いただけますが、一部書類については、日本語による提出が必要となります。詳細につきましては、東証の上場会社担当者にご確認ください。

(注2) 上表の提出書類は、各事例が本邦内・外で行われる場合で異なることがあります。

(注3) 当取引所を主たる市場とする外国会社については追加して提出が必要な書類があります。また、事例によっては事前相談が必要となる場合もありますので、提出にあたっては東証の上場会社担当者にご確認ください。